

前原第 2939 号  
令和 8 年 5 月 11 日

保護者各位

県立前原高等学校  
校長 前村 幸芳  
(公印省略)

令和 7 年度「県立学校家族休暇制度」保護者アンケート等の結果及び  
令和 8 年度以降における同制度の実施について (依頼)

みだしのことについて、令和 8 年 3 月 30 日付教県第 2375 号にて県教育委員会教育長から依頼があります。

つきましては、下記資料を送付しますので、本制度の趣旨をご理解いただき、利用をご希望の場合は資料に従って届け出ていただくようお願いします。

#### 記

##### 1. 保護者アンケート等の結果

※下記 URL 又は QR コードよりアクセスください

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/edu/1008819/1008843/1035521.html>

<QR コード>

##### 2. 添付資料

- (1) 保護者向け説明資料「県立学校家族休暇制度の導入について」
- (2) 「県立学校家族休暇制度」Q & A



本件担当

県立前原高等学校

教頭 町田 敏也

TEL:098-973-3249

[machidat@open.ed.jp](mailto:machidat@open.ed.jp)

# 県立学校家族休暇制度の導入について

令和8年3月  
県立前原高等学校  
県教育庁県立学校教育課

## 1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を導入します。

## 2 制度の概要

保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

## 3 制度開始日

令和8年4月1日（水）

## 4 対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

## 5 取得できる日数

試行期間中3日まで（1日単位・分散取得可）

## 6 取得日の取扱い

出席停止・忌引等（欠席にはなりません）

## 7 取得できない日

学級・HR、学年、学校全体の活動がある日（学校HPを確認してください）

始業式・終業式・入学式・卒業式・その他学校行事のある日

中間テスト・期末テスト・単元テストなど各種テストの実施日

**注）本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は、取得できません。詳しくはQ&Aをお読みください。**

## 8 対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であること以外、特に制限はありません。

## 9 届出手続き

通常の欠席届と同様に、「スクリレ」を使用して届け出てください。その際、「家族休暇のため」と記入してください。

## 10 届出期限

取得希望日の1週間前までに届け出てください。

## 11 授業への対応

自主学习での対応となり、補習等を行いません。授業のプリント等については、担当の先生にお問い合わせください。

## 12 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様に幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

## 13 報告書等の提出

報告書等の提出はありません。

## 「県立学校家族休暇制度」Q & A

Q1 「県立学校家族休暇制度」とは何ですか。

A1 家族で過ごす時間を確保するため、保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得することができる制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

Q2 取得できる日数は何日ですか。また、連続で取得することはできますか。

A2 取得できる日数は試行期間中3日までで、1日単位での取得となります。連続して取得することも、分散して取得することも可能です。

Q3 いつでも取得できますか。

A3 学校行事がある日や定期テストなどがある日、その他学校が取得できない日と定める日は取得できませんので、予め行事計画表等をご確認ください。加えて、単元テストなど、行事計画表には掲載されないテストもありますので、取得を検討する際は必ず学校にご確認ください。

Q4 急きょ保護者の休みが取れることになった場合、前日に取得を届け出ることはできますか。

A4 計画的な取得を奨励しており、また、学校も早めに把握する必要があることから、なるべく1週間前までの届出をお願いします。

Q5 どのような活動であれば取得の対象になりますか。

A5 取得中の活動場所や活動内容等について特に制限はありません。ただし自宅内外を問わず保護者同伴を原則とします。

Q6 子どもたちだけで活動しても大丈夫ですか。

A6 この制度は、保護者の責任のもとで、家族で過ごす時間を確保するための制度であり、保護者の皆様に子どもたちの安全を確保していただく必要があることから、子どもたちだけで活動することを目的に取得することはできません。

Q7 取得することで生じる学習の遅れはどうすればよいですか。

A7 家族休暇は通常の欠席と同様の対応となることから、補習等はいりません。自主学习や家庭学習などにより補っていただくようお願いします。授業のプリント等については学校にお問い合わせください。

Q8 取得中に子どもがけがをした場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象になりますか。

A8 家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であり、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。取得に際しては、保護者の皆様で幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。

Q9 もともと欠席や欠課が多く、出席時数不足や出席日数不足の懸念があるのですが、取得しても大丈夫でしょうか。

A9 もともと欠席や欠課が多く、取得することにより出席時数や出席日数の規定を満たすことができなくなり、未履修や原級留置となる場合は、取得することはできません。また、取得後に出席時数不足や出席日数不足がわかった場合でも、学校は取得を取り消すことはできません。取得を検討する際は、欠席や欠課の状況を十分ご確認ください。

### 県立高校における履修・原級留置について

県立高校では、各科目の履修の条件に「年間で出席すべき授業時数の3分の2以上の出席」を規定しています。

また、ほとんどの場合、進級の条件に「すべての科目の履修」と「年間で出席すべき授業日数の3分の2以上の出席」を規定しています。

家族休暇は欠席にはなりません。が、もともと欠席や欠課が多い生徒が家族休暇を取得した場合、以下のように出席すべき時数や日数が減ってしまうことで規定を満たせなくなり、未履修や原級留置になってしまう可能性があります。

※3日取得により、ある科目が出席時数不足となり未履修となる例

(年間授業時数 35、取得前の出停・忌引等 0、欠課時数 11 と仮定)

	A 年間 授業 時数	B 出停 忌引 等	C=A-B 出席 すべき 時数	D 欠課 時数	E=C-D 出席 時数	F=C×2/3 出席 すべき 時数の 2/3	
取得前	35	0	35	11	24	23.3	E>F 出席時数は2/3を超えている →履修
取得後	35	3	32	11	21	21.3	E<F 出席時数が2/3を下回ってしまう →未履修

↑欠課にはならなくても未履修になってしまう！

※3日取得により、出席日数不足となり原級留置となる例

(年間授業日数 200、取得前の出停・忌引等 0、欠席日数 66 と仮定)

	A 年間 授業 日数	B 出停 忌引 等	C=A-B 出席 すべき 日数	D 欠席 日数	E=C-D 出席 日数	F=C×2/3 出席 すべき 日数の 2/3	
取得前	200	0	200	66	134	133.3	E>F 出席日数は2/3を超えている →未履修科目がなければ進級
取得後	200	3	197	66	131	131.3	E<F 出席日数が2/3を下回ってしまう →原級留置

↑欠席にはならなくても原級留置になってしまう！